

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

シンガポール共和国

食品の輸入販売及び製造工程認証

1. 輸入食品の分類.....	1
2. 輸入ライセンス、製品登録及び製造認証.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 輸入食品の分類

シンガポールは、食料品の 90%以上を輸入に頼っており、その食品の輸入管理が重要となっている。シンガポールでは輸入食品は、

- (1) 食肉及び食肉製品 Meat & Meat Products、
- (2) 魚介類及び魚介類加工品 Fish & Fish Products、
- (3) 生鮮野菜及び果実 Fresh Fruits and Vegetables、
- (4) 卵(生鮮及び加工品) Eggs and Egg Products 及び
- (5) 加工食品(食肉製品、魚介類加工品は除く) Processed Food & Food Appliances

の 5 つのグループに分類されており、輸入時の要求事項が異なっている。

<https://www.sfa.gov.sg/food-import-export/general-classification-of-food-food-products>

2. 輸入ライセンス、製品登録及び製造認証

一般的に、シンガポールに食品を輸入することができるのはシンガポール食品庁(SFA)のライセンスを取得している、又は登録されている業者のみである。シンガポールに食品を輸入するには、5 つの要件と手続きがある。

<https://www.sfa.gov.sg/food-import-export/licensing-registration-of-traders>

(1) シンガポール食品庁(SFA)への輸入業者ライセンスの申請又は登録

食品の輸入、輸出、積替えを希望する全ての業者は、シンガポール食品庁(SFA)で関連する業者ライセンスを取得又は登録することが法律により義務付けられている。

○ ライセンスが必要となる食品は以下の通り:

- (a) 肉・魚介類の輸入・輸出・積み替え: 1 営業日(通常営業)で申請処理される。
- (b) 生鮮青果物の輸入・積み替え: 1 営業日(通常営業)で申請処理される。
- (c) 生卵の輸入: 5 営業日(通常営業)で申請処理される。

○ 登録が必要となる食品は以下の通り。

- (d) 加工食品・食品器具(食卓用食器・調理器具を含む)の輸入: 1 営業日で登録処理される。

○ 一方、加工食品のうち、輸入ライセンス取得が義務付けられている食品には、

- (a) 肉・肉製品、魚介類が成分に含まれ、SFA 製品コードで肉・肉製品、魚介類に分類されている食品、
- (b) 人工甘味料(食品規則 第 18 条)を使用した食品、及び
- (c) 照射食品(食品規則 第 38 条)。

○ 加工食品を輸入する際は、事前に SFA ライセンシング及び許可部門(Licensing & Permits Division)に加工食品の輸入業者として登録しなければならない(食品規則 第 14 条)。同登録申請に必要な書類は、

- (a) 会計・企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority: ACRA)に会社を登記:
ACRA はシンガポールで登録された会社に個別企業登録番号(UEN)を発行する。

- (b) シンガポール税関に個別企業登録番号(UEN)を登録し、有効化:
具体的には、シンガポール税関で税関アカウントの有効化。
- (c) 料金や許可証の支払いのためにシンガポール食品庁(SFA)に GIRO 口座を開設、維持する。

- SFA に登録した輸入業者は、実際の輸入に際し、SFA 登録番号、製品情報(HS コード、SFA 製品コード、数量と単位)を貿易電子データ交換システム「トレードネット」により申告する。

(2) 食品規制の遵守

食品の種類	法規制
肉及び魚介類	<ul style="list-style-type: none"> • 肉・魚介類衛生法 Wholesome Meat and Fish Act • 食品販売法 Sale of Food Act • 食品規制 Food Regulations
生鮮青果物	<ul style="list-style-type: none"> • 植物管理法 Control of Plants Act • 食品販売法 Sale of Food Act • 食品規制 Food Regulations
生鮮卵	<ul style="list-style-type: none"> • 動物鳥類法 Animal and Birds Act • 食品販売法 Sale of Food Act • 食品規制 Food Regulations
加工卵 加工食品 調理器具	<ul style="list-style-type: none"> • 食品販売法 Sale of Food Act • 食品規制 Food Regulations

(3) 特定の種類の食品について SFA の条件のクリア

食品の種類によっては、異なる要件や条件が適用される。食品の種類、原産地、国等によって条件が異なっている。例えば、肉・肉製品は、特定の国の海外認定施設からのみ輸入することができる。SFA の食品カテゴリーについては、「特定の種類の食品に係る条件」を参照。

<https://www.sfa.gov.sg/food-import-export/commercial-food-imports#conditions-for-specific-types-of-food>

(4) シンガポール食品庁(SFA)の表示要件のクリア

食品表示の詳細については、「食品輸入業者・製造業者のための表示ガイドライン」を参照。

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers>

(5) 輸入許可の申請

上記の要件を満たした上で、輸入業者はシンガポールに食品を輸入する前に輸入許可を申請することが推奨される。

- 輸入手続き

<https://www.sfa.gov.sg/food-import-export/commercial-food-imports>

通関手続きに関わる機関には会計・企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority: ACRA)、SFA、シンガポール税関が含まれ、SFA に登録済みの輸入業者のみ食品輸入許可書の申請が認められている。登録番号は SFA の検疫監視課(Quarantine & Inspection Department: QID)より、下記の通り取得可能である。

- 申請者/輸入業者は、最初に、会計企業規制庁(ACRA)に登録されている企業又は事業者である必要があり、ACRA から個別企業登録番号(Unique Entity Number: UEN)を取得しなければならない。
- 申請者/輸入業者はシンガポール税関(SC)に UEN を登録し、有効化しなければならない。
- 申請者/輸入業者は、その後、手数料及び許可書の支払いのために GIRO アカウントを開設し、維持するよう要請される。
- 最後に、追加の要件を確認する。

前提条件を満たした後、輸入業者はネットワーク貿易プラットフォーム(Networked Trade Platform: NTP)を通じて輸入許可書を申請することができる。

SFA はシンガポールに持ち込まれるすべての食品や食物に対し、輸送手段関係なく輸入許可書を要求する。肉/鶏肉加工品を輸入するための衛生証明書などの追加書類は NTP を通して提出する必要がある。各食品は次のものを正確に申告しなければならない:

- (a) 正確な HS、製品、ライセンス/登録番号;
- (b) 製品説明;
- (c) 正しい数量と測定単位;
- (d) ブランド名欄の正確なブランド;
- (e) 原産国。

輸入用書類と申請手続きは全て英語で記載されていなければならない。NTP 経由で輸入許可書を申請すると、申請者/輸入業者は個別照会番号(Unique Reference Number)が割り当てられる。

シンガポール税関と SFA による承認の後、貨物通関許可証(CCP)が発行され SFA の輸入許可書として機能する。CCP は国境検問所での品物の通関や検閲などで使用される。

SFA は食品の安全性についてリスクベースの取り組みを採用している。トレンド調査を通して、潜在的なリスクが高い、又は、安全性の低い記録が過去にあると特定された食品は、通常、厳格な輸入管理下に置かれる(高リスク)。これらの製品は、製品の安全性を証明するため、検査報告の衛生証明書の提出など市場前評価を必要とする。厳格な管理項目の例として、

- (a) ミネラルウォーター及び氷 Packaged mineral and drinking water and ice
- (b) ココナッツミルク Coconut milk and grated coconut, and nasi lemak
- (c) 乳児用シリアル及び乳児用フォーミュラ Infant cereals and infant formulas
- (d) カタツムリ Land snails
- (e) 加工果実及び野菜 Minimally processed fruits and vegetables
- (f) 殺菌済み液体ミルク Pasteurised liquid milk
- (g) 伝統的な菓子 Traditional cakes (kueh kueh)
- (h) カットソーセージ Cut sugarcanes
- (i) 月餅 Mooncakes

○ 施設登録

シンガポールに入ってくる食品には、SFA が承認した施設で生産されたものでなければならない場合がある。適切な認定又は手続きを必要とする食品には、肉・肉製品、加工卵、生卵、生きた鶏が含まれる。

これらの製品を供給する海外の生産施設は、SFA への認定申請が求められ、申請書は輸出国の管轄庁を通じて提出される。

- 加工食品や生鮮青果物といったその他の輸入食品については施設登録の必要はないが、海外の規制当局の承認

を受けた適切な監督下にある供給者から調達することが求められ、規制された原産地証明書等を保管し、SFA 職員の要請があった場合には、以下の証明/認証資料(例)を提出する事が求められる。

- HACCP(危害分析重要管理点)証明書
- GMP(適正製造規範)認定証
- 健康証明書(輸出国又は地域の管轄の食品、又は農産/獣医当局が発行したもの)
- 輸出証明書(輸出国又は地域の管轄の食品、又は農産/獣医当局が発行したもの)
- 工場許可証(輸出国又は地域の規制当局が発行したもの)